CellSeed

株式会社セルシード

（証券コード　7776）

第19期

定時株主総会招集ご通知

日　時

2020年３月27日　（金曜日）午前10時
（受付開始 午前 9時）

場　所

東京都江東区有明三丁目７番11号
東京ベイ有明ワシントンホテル　３階アイリスの間

ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　補欠監査役１名選任の件

目　次

第19期定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
事業報告 …… 7
連結計算書類 …… 30
計算書類 …… 33
監査報告 …… 36

＜新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ＞
新型コロナウイルスの感染が広がっております。
本株主総会にご出席される株主さまは、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

証券コード7776
2020年３月５日

株 主 各 位

東京都江東区青海二丁目５番10号
テ レ コ ム セ ン タ ー ビ ル
株 式 会 社 セ ル シ ー ド
代表取締役社長　橋本　せつ子

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年３月26日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.net-vote.com/）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。（詳細は、３頁をご参照ください。）

敬　具

記

1．日　　時　2020年３月27日（金曜日）午前10時

2．場　　所　東京都江東区有明三丁目７番11号
東京ベイ有明ワシントンホテル　３階アイリスの間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。）

3．目的事項

報告事項

1．第19期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第19期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。定時株主総会終了後、同会場にて事業説明会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.cellseed.com/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

1 株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時	2020年３月27日（金曜日）午前10時（受付開始午前９時）
開催場所	東京ベイ有明ワシントンホテル　３階アイリスの間

2 郵送で議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、お早めにご投函ください。

行使期限	2020年３月26日（木曜日）午後５時30分到着分まで

3 インターネットで議決権を行使いただく場合

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

行使期限	2020年３月26日（木曜日）午後５時30分まで

詳細は、次ページをご参照ください。

議決権の重複行使の取り扱い

❶ 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

❷ インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。
※株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使方法について

スマートフォンからの場合

QRコードを読み取る方法

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、ログインID及びパスワードの入力なしで簡単に議決権行使ができます。

2 以降は画面の案内にしたがって賛否を入力ください。

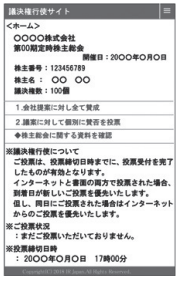

ご注意

QRコードを利用しての議決権行使は１回のみ有効です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」「パスワード」を入力いただきログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

パソコンからの場合

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイトアドレス

https://www.net-vote.com/

1 トップ画面

2 ログイン画面

ログインID、パスワードを入力し、「ログイン」を選択してください。

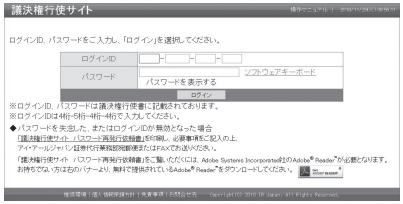

※携帯電話ではご利用いただけませんので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株式会社アイ・アール ジャパン
証券代行業務部

● **電話（専用ダイヤル）**

0120−975−960（通話料無料）

〔受付時間〕午前９時～午後５時（土・日・祝日を除く）

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
（監査役の選任） 第33条　（条文省略） ②　（条文省略） （新　　設）	（監査役の選任） 第33条　（現行どおり） ②　（現行どおり） ③　当会社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
（新　　設）	④　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（監査役の任期） 第34条　（条文省略） ②　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（監査役の任期） 第34条　（現行どおり） ②　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであり、候補者平林直樹氏は、常勤監査役の補欠としての候補者であります。

なお、本選任につきましては、常勤監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名（生年月日）	略歴	所有する当社の株式の数
平林　直樹 （1971年10月８日生）	2017年６月　当社入社 当社法務知財部マネージャー（現任） 2017年11月　当社内部監査室長（現任）	0株
補欠監査役候補者とした理由 平林直樹氏は、当社入社以来、法務業務全般に携わり、現在は、内部監査室長を兼務するなど、業務に精通し、豊富な経験と専門知識を有しているためであります。		

（注）１．平林直樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．当社は、監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款に責任限定契約に関する定めを設けることを株主の皆様に承認いただいております。平林直樹氏が常勤監査役に就任した場合、当社と同氏との間で責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額であります。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

①　全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半は企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら後半は国内においては10月の消費増税や大型台風が内需を下押しし、海外においては米中貿易摩擦、日韓関係、英国のEU離脱、新型肺炎の流行拡大など依然として先行き不透明な状況が継続しております。

当社グループを取り巻く再生医療分野におきましては、2014年11月25日に「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」（再生医療等安全性確保法）が施行されて以降、新規参入は大手企業を含めて増加しており、今後巨大市場に成長することが見込まれております。また最近では、山中伸弥教授によるヒトiPS細胞の発明以降、iPS細胞の再生医療への応用など実用的な研究開発が数多く行われるようになり、将来における再生医療分野への期待度・関心度はますます高まっております。

このような環境のもと、当社は細胞シート再生医療事業では、食道再生上皮シート、軟骨再生シートの細胞シート再生医療製品パイプラインの自社開発を中心とした研究開発の推進、食道再生上皮シート、軟骨再生シートに続く第三品目の歯根膜再生シートの開発の検討を開始いたしました。

再生医療支援事業では更なる器材事業拡充を目指し、顧客の要望を踏まえた新規器材及び特注品の研究開発に取り組みました。国内の販売面では温度応答性細胞培養器材を中心とした器材製品の拡販に向けた主要販売代理店からの売上情報等の収集分析、共同での営業活動を実施し、2019年3月に第18回再生医療学会総会への付設展示会に当社器材を展示するブースを出展するなど、当社器材製品の積極的な販売促進活動の結果、特に海外売上が前連結会計年度比大幅に増加し器材事業としては過去最高の売上を計上することができました。

前連結会計年度より開始した当社細胞培養センターを活かした再生医療を支援する新たな事業、再生医療受託事業については、2018年に東京女子医科大学より受注した歯根膜細胞シートの医師主導治験で用いる細胞シートの再生医療受託サービスの第１号案件を2019年第１四半期に売上計上し、その後4号案件まで受注し売上計上しました。

また、当社の知名度及び再生医療事業の潜在的成長可能性の認知度向上に向け、当社主催の第１回細胞シート工学イノベーションフォーラムを2019年７月に開催し、160名弱のアカデミア及び企業からの多数の参加があり、細胞シート工学の研究と臨床応用について活発な議論が展開され、好評を博すことができました。また、提携、協業、製造受託などの新たな取引先の開拓に寄与したこともあり、引き続き2020年10月に第2回目の細胞シート工学イノベーションフォーラムを開催する予定であります。

海外事業展開については、当社は台湾の三顧股份有限公司（MetaTech(AP)Inc.、以下「MetaTech社」といいます。）と細胞シート再生医療事業に関する台湾での独占的事業提携契約を2017年４月に締結いたしました。本契約で当社はMetaTech 社に対して細胞シート再生医療事業（食道再生上皮シート・軟骨再生シート）の台湾での独占的な開発・製造・販売権を付与し、これにより台湾での細胞シート再生医療事業の開発・事業化は、当社支援のもとでMetaTech社が主体となって推進しております。本契約に基づく売上高は、2019年12月期においてマイルストーン売上を150,000千円計上し、このうち20,000千円については、MetaTech社の提携先病院である義大医療財団法人義大病院（台湾高雄市）が申請した「自己軟骨細胞移植」が、2019年12月18日付で、台湾衛生福利部（日本の厚生労働省に相当）から、細胞治療技術施行計画（日本における先進医療に相当する治療）として承認されたことにより、自己軟骨のマイルストーンとして売上計上したものであります。さらに今後治療を開始し、10症例完了時には、50,000千円のマイルストーン売上を計上する予定です。また将来的には、MetaTech社が開発する軟骨再生シートが上市（販売）に至った際には、MetaTech社の売上高に応じて数％程度のロイヤリティの売上を計上する予定です。

今後も引き続きMetaTech社に対して食道再生上皮シート及び軟骨再生シート事業にかかる支援を行って参ります。

一方、食道、軟骨以外のパイプラインの開発・製造・販売にかかる事業提携は、当社とMetaTech社が中心となり2019年11月に共同出資し、2020年１月に台湾に設立した合弁会社で実施する予定です。

具体的には、設立した合弁会社では、日本又は台湾の大学、研究機関から提供を受けたシーズ技術を基に細胞シート工学を応用した再生医療等製品・治療法の開発を行い、その実現に向けて製品概要の検討、製造方法の最適化などを行います。台湾義大医療財団法人義大病院（台湾高雄市）の杜元坤教授(Dr.YUAN-KUN TU)が開発したシーズが候補の一例です。再生医療支援事業としては、臨床開発のコンサルティング及び製造販売承認申請の支援なども行っていく予定です。

また将来的には、当社が開発した食道、軟骨再生シート以外の品目を導出するのみならず、合弁会社が開発した品目を日本に導入して製造販売承認を目指す方法もあります。

その際には当社の売上に寄与するものと考えております。
　このような活動を行った結果、当連結会計年度の売上高は275,824千円（前連結会計年度比750,269千円の減少）、営業損失は780,796千円（前連結会計年度は営業利益140,062千円）、経常損失は786,234千円（前連結会計年度は経常利益140,675千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は782,398千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益129,745千円）となりました。

② 事業別概況
＜再生医療支援事業＞
　温度応答性細胞培養器材を中心とする器材販売活動を推進し、上述のように特に海外売上が前連結会計年度比大幅に増加し器材事業として過去最高の売上を計上することができました。国内におきましても主要代理店を戦略的に集約し、マーケティング情報の共有、マーケティング活動の協業を実施したことも売上拡大に貢献しました。また、当社細胞培養センターを活かした再生医療を支援する新たな事業として2018年11月に開始した再生医療受託事業は、2019年に売上を計上することができました。
　このような活動を行った結果、売上高は117,134千円（前連結会計年度比51,040千円の増加）、営業損失は46,531千円（前連結会計年度は営業損失70,272千円）となりました。
＜細胞シート再生医療事業＞
　細胞シート再生医療事業では、食道再生上皮シート及び軟骨再生シートの細胞シート再生医療等製品パイプラインの自社開発を中心とした研究開発を推進しております。
　食道再生上皮シート再生医療等製品パイプラインでは、2016年８月より進めて参りました治験について2018年４月までに治験実施施設での症例登録を終了いたしました。本治験の安全性については、本製品に関連した副作用の発生はなく、問題は認められませんでした。一方で、主要評価項目であるESD（内視鏡的粘膜切除術）後8週目の狭窄予防効果において、閾値奏効率（ESD後の無処置患者に対する非狭窄率）に対して統計的な優位性が証明されませんでした。今般、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、PMDA）より安全性は確認できたものの、有効性については十分なデータであるとは言い切れず、製造販売承認申請については追加の臨床試験を実施し、有効性を確認するデータの提出が必要である旨の回答がありました。
　一方、2017年に発刊された食道癌診療ガイドライン（日本食道学会編）では、食道癌の内視鏡治療後の狭窄予防として、ステロイド局注、ステロイド内服のいずれかを行うことを強く推奨すると掲載され、最近では狭窄の予防を図るためステロイドが主な治療法として用いられることが多くなりました。ステロイドは安価で有効な治療法として認

知されてきており、追加の臨床試験は対象患者をステロイド投与にリスクがある患者とする必要が生じたことから、対象患者や必要な症例数等についての協議をPMDAと行っております。

このような状況であることから、引き続き開発を進めていく一方、製造販売承認申請の時期についてはPMDAとの協議が完了次第すみやかにお知らせいたします。

軟骨再生シート再生医療等製品パイプラインでは、2019年１月に共同研究先の東海大学が申請いたしました「自己細胞シートによる軟骨再生治療」が厚生労働省「第71回先進医療会議」において承認されました。なお、当該先進医療が東海大学で開始した際には、当社は自己軟骨細胞シートの受託加工を請け負い2020年に売上計上できる見込みであります。今後も収益を獲得しつつ、引き続き開発を進めて参る予定であります。

また、当社と東海大学の佐藤正人教授は、軟骨細胞シートに関する特許「培養細胞シート、製造方法及びその利用方法」を米国に共同出願し2019年11月に成立いたしました。当該特許は、移植用「軟骨再生シート」の基本特許であり、既に2012年２月７日及び2018年３月27日付でお知らせしております国内および欧州で登録済みの特許（日本特許番号：第4921353号）に対応するものです。これにより、現在開発中の軟骨再生シートを世界の主要な医薬品市場である日米欧において、知的財産面で保護することが出来ました。

また、同種細胞を用いた軟骨再生シートについては、日本医療研究開発機構（AMED）が公募した補助事業である2018年度「再生医療の産業化に向けた評価基盤技術開発事業（再生医療シーズ開発加速支援）」に、当社が提案した研究開発課題（同種軟骨細胞シート（CLS2901C）の製品化に向けた製造方法の確立）が採択されました。事業期間は2018年10月から2021年3月までの3年間です。この事業では多指症由来軟骨細胞のセルストックの構築、軟骨細胞シートの製造方法や品質管理試験の最適化を行ったのち、安全性試験などのデータ取得を実施し、得られたデータをもとに早期事業化を目指して参ります。この事業において企業が商用利用のためにヒト組織を入手し、細胞ストックを構築するための仕組みづくりを模索しています。しかしながらセルストック構築には、各種医療機関・行政における細胞を採取・保管・供給するための仕組み作りに未だ整備が十分ではない点も見受けられ、組織の入手が遅れました。ようやく2020年1月になって初めて組織の入手が出来ましたが、当初予定していた治験開始の時期が遅れることになりました。

また共同研究先である東海大学では、同種軟骨細胞シートの臨床研究では10名の患者への移植が12月に完了しました。今後移植1年後の検査結果の報告を期待するところです。

海外展開におきましては、台湾企業（MetaTech社）との間で締結した細胞シート再生医療事業に関する台湾での独占的事業提携契約に基づく売上を150,000千円計上いたしました。

以上のような活動を行った結果、売上高は158,689千円（前連結会計年度比801,310千円の減少）、営業損失は424,248千円（前連結会計年度は営業利益497,664千円）となりました。

⑵ 設備投資等の状況

該当事項はありません。

⑶ 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度におきまして、2019年９月２日付でバークレイズ・バンク・ピーエルシー（Barclays Bank PLC）に対し、第三者割当による第18回行使価額修正条項付新株予約権の発行及びその一部の行使により、総額726,159千円の資金調達を行いました。

⑷ 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

⑸ 対処すべき課題

①再生医療支援事業に関する課題

再生医療支援事業の最大の課題は、対象顧客層における当社細胞培養器材の認知度向上による売上高増加であります。現在国内外の販売代理店及び自社による販促活動に注力しておりますが、特に海外においては認知度向上余地が大きいと考えられます。その施策の１つとして、新規販売代理店の開拓は喫緊の課題であると認識しております。

顧客ニーズに対応した製品ラインナップの拡充も重要な課題であります。操作性の向上を目的とした新しい器材形態の開発や培養する細胞の特性に応じた器材培養表面の調整など様々な要望が顧客から寄せられており、当社でも具体的な検討作業を進めております。

また、臨床応用用途の製品開発も重要な課題であると考えております。現在、当社が市販している製品は研究開発用途を目的とした製品が主ですが、今後は臨床研究段階や再生医療製品の製品化の際にも利用可能な製品開発も進めて参ります。

さらに製造コストの引き下げ及び生産能力の拡充の検討も重要課題の１つであります。現在、市販製品については大日本印刷株式会社に製造を委託して製品の安定供給を進めつつ、製造方法の抜本的な変革を目指し製造枚数を飛躍的に増やしつつ製造コストも引き下げる検討を進めております。

②細胞シート再生医療事業に関する課題

(ａ)当社細胞シート再生医療第１号製品の早期事業化に関する課題

当社の使命である「細胞シート工学」という日本発の革新的再生医療技術を基盤として様々な「細胞シート再生医療」製品を開発し、その世界普及を推進するためには、当社細胞シート再生医療第１号製品を日本において早期事業化することが重要であります。当社は、まず国内での細胞シート再生医療製品パイプラインの開発を自社主体で推進し、販売承認取得を目指します。また製造体制・販売体制の確立を通して細胞シート再生医療製品パイプラインの事業化段階をより前進させつつ、海外展開においては2020年１月に設立した台湾合弁会社の早期の事業化を支援し、また他社との提携等も視野に入れ、細胞シート再生医療事業の拡大を目指して参ります。

(ｂ)細胞培養施設の運営に関する課題

再生医療における細胞の培養には、細胞培養施設というバイオクリーンルーム設備が必要となります。当社は2016年に当該施設（細胞培養センター）を設置し、2014年11月施行の「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に準拠した設備運営実現のための体制作りを終え、現在はその維持、向上を目指しております。

(ｃ)細胞シート培養技術者の育成に関する課題

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」の施行により、企業は医療機関からの臨床用細胞の培養の受託が可能となります。当社にとっては、細胞培養施設を所有していない、もしくは有しながらも人的リソースの不足などから効率的な運営ができないなどの問題を抱える大学病院や医療機関などから臨床用細胞シートの製造受託が可能となり、営業収益を拡大する機会となります。しかしながら、細胞シートの培養を適正かつ安全に行うには、十分な教育を受けた技術者の育成が必要であり、また高い技能を有した細胞培養技術者の育成は品質向上につながります。当社ではこれまで培ってきた細胞シート培養の経験やノウハウを活かし、臨床用細胞シートの培養を適正かつ安全に行うための細胞シート培養技術者の育成を進めて参ります。

③事業推進に必要な経営資源・インフラに関する課題

(ａ)事業資金の確保

当社グループでは、研究開発活動の推進に伴い、運転資金、研究開発投資及び設備投資等、資金需要の増加が予想されます。このような資金需要に対応すべく当社は第三者割当増資や公募増資等を実施しましたが、今後さらにエクイティ・ファイナンス、事業提携の実現による開発中品目の上市前における収益化（一時金の獲得など）、国をはじめとする公的補助金、銀行からの借入等の活用などにより資金需要に対応して参ります。また、資金調達手段の多角的アプローチにより継続的に当社グループの財務基盤の強化を図っていく方針であります。

(ｂ)人材の採用・育成

再生医療等製品の研究開発には様々な専門スキルを有する人材が必要であり、特に細胞シート再生医療は工学・細胞生物学・化学などの学際分野に属することから多様な専門人材の採用・育成が不可欠です。またMetaTech社に加え台湾合弁会社設立によって、今後は今まで以上に台湾における共同開発、事業化に重点を置く予定であることから、日本国内のみならずグローバルで活躍できる人材の確保に注力する方針です。

また、組織規模の拡大・多様化に対応した会社組織としてのガバナンス、従業員サポート、教育の質的向上にも尽力して参ります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	2016年度 第16期	2017年度 第17期	2018年度 第18期	2019年度 第19期 (当連結会計年度)
売上高（千円）	100,673	85,061	1,026,094	275,824
営業利益または営業損失（△）（千円）	△1,413,874	△956,807	140,062	△780,796
経常利益または経常損失（△）（千円）	△1,415,613	△964,184	140,675	△786,234
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△1,414,255	△966,474	129,745	△782,398
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失（△）（円）	△154.94	△93.29	11.35	△66.60
総資産額（千円）	1,343,516	1,561,667	1,586,503	1,456,242
純資産額（千円）	1,164,448	1,258,573	1,411,784	1,345,795
1株当たり純資産額（円）	124.56	108.69	121.19	102.24

（注）1．売上高には、消費税等は含まれておりません。
2．再生医療研究開発に係る補助金について、従来、営業外収益の「補助金収入」に含めておりましたが、第18期より、販売費及び一般管理費の「研究開発費」から控除する方法に変更しております。この変更に伴い、第17期の営業損失については、遡及適用後の金額で記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	2016年度 第16期	2017年度 第17期	2018年度 第18期	2019年度 第19期 (当期)
売上高（千円）	100,673	85,061	1,026,094	275,824
営業利益または営業損失（△）（千円）	△1,409,902	△957,725	140,843	△781,883
経常利益または経常損失（△）（千円）	△1,413,163	△964,899	141,023	△787,171
当期純利益または当期純損失（△）（千円）	△1,430,838	△967,189	130,093	△783,335
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失（△）（円）	△156.76	△93.36	11.38	△66.68
総資産額（千円）	1,360,311	1,572,289	1,609,928	1,477,685
純資産額（千円）	1,179,819	1,267,165	1,430,038	1,366,997
1株当たり純資産額（円）	126.23	109.44	122.78	103.88

（注）1．売上高には、消費税等は含まれておりません。
2．再生医療研究開発に係る補助金について、従来、営業外収益の「補助金収入」に含めておりましたが、第18期より、販売費及び一般管理費の「研究開発費」から控除する方法に変更しております。この変更に伴い、第17期の営業損失については、遡及適用後の金額で記載しております。

⑺ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は、親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
CellSeed Sweden AB	6,800千クローナ	100%	欧州における細胞シート再生医療医薬品の研究開発・マーケティング・販売

（注）CellSeed Europe Ltd.は休眠会社としております。

⑻ 主要な事業内容（2019年12月31日現在）

当社グループの事業内容は以下のとおりです。

① 再生医療支援事業

細胞シート再生医療の基盤ツールである「温度応答性細胞培養器材」及びその応用製品の研究開発・製造・販売、並びに再生医療に関わる総合的なサポートを通じて、再生医療の研究開発・事業化を支援する事業、当社細胞培養センターを活かして企業、大学等から細胞シート等の製造を受託する再生医療受託事業

② 細胞シート再生医療事業

細胞シート再生医療等製品及びその応用製品の研究開発・製造・販売を通じて、細胞シート再生医療の普及を推進する事業

⑼ 企業集団の主要な拠点（2019年12月31日現在）

① 当社

本社：東京都江東区

細胞培養施設：東京都江東区

② 子会社

CellSeed Sweden AB（本社：ストックホルム）

⑽ 従業員の状況（2019年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区　　分	当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減	平均臨時従業員数
	名	名	名
従業員数	40	1 増	－

② 当社の従業員の状況

区　　分	当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
	名	名	歳	年
男性	27	2 増	45.5	2.5
女性	13	1 減	38.2	3.8
合計または平均	40	1 増	43.1	2.9

⑾ 主要な借入先（2019年12月31日現在）

該当事項はありません。

⑿ その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループの当連結会計年度末の手元資金（現金及び預金）の残高は1,065,072千円となり、財務基盤については安定的に推移しております。一方で事業面におきましては細胞シート再生医療事業の重要課題である当社細胞シート再生医療第１号製品の早期事業化の道程を示すまでには至っておらず、当社グループは当連結会計年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると判断しております。

当社グループは当該状況の解消を図るべく、以下の施策に取り組んで参ります。

当社細胞シート再生医療第１号製品の早期事業化の実現と事業提携の推進による収益機会の獲得

当社グループは、今後、食道再生上皮シート並びに軟骨再生シートの開発を推進し、当社細胞シート再生医療第１号製品の早期事業化を実現すること、また事業提携先の開拓を通じて、更なる収益機会を獲得していくことで当該状況の解消を図って参ります。

2．会社の株式に関する事項（2019年12月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 35,537,600株

⑵ **発行済株式の総数** 12,981,819株

（自己株式154株を含む。）

⑶ **株主数** 14,064名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
小野一成	288	2.2
松井証券株式会社	190	1.4
マネックス証券株式会社	167	1.2
大日本印刷株式会社	147	1.1
岡野光夫	138	1.0
楽天証券株式会社	113	0.8
株式会社ＳＢＩ証券	106	0.8
ａｕカブコム証券株式会社	84	0.6
深堀謙二	80	0.6
矢野鉦三	70	0.5

（注）持株比率は、自己株式（154株）を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

⑴ **当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**

該当事項はありません。

⑵ **当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

⑶ その他新株予約権に関する重要な事項

① 2015年８月13日の取締役会の決議による第14回新株予約権

新株予約権の総数	1,350個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式　135,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	総額　945,000円 （新株予約権１個当たり700円）
新株予約権の払込期日	2015年８月31日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	総額　95,175,000円（注）１ （１株当たり705円（注）１）
新株予約権の行使期間	2015年８月31日から2025年８月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資本金　48,060,000円（注）１ 資本準備金　48,060,000円（注）１
新株予約権行使の条件	（注）２
割当先	当社取締役　５名

（注）１．当初行使価額を行使価額として算出しております。

２．(1)割当日から本新株予約権の行使期間の終期の１ヶ月前に至るまでの間に東京証券取引所JASDAQグロース市場における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価額に40％を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

①当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

②当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

③当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

④その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(2)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4)各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

３．2019年12月31日時点で未行使の本新株予約権の個数は850個であります。

② 2015年８月13日の取締役会の決議による第15回新株予約権

新株予約権の総数	630個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式　63,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	総額　44,415,000円（注）１ （１株当たり705円（注）１）
新株予約権の行使期間	2017年９月１日から2025年８月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資本金　22,207,500円（注）１ 資本準備金　22,207,500円（注）１
新株予約権行使の条件	（注）２
割当先	当社従業員　25名

（注）１．当初行使価額を行使価額として算出しております。
２．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
３．2019年12月31日時点で未行使の本新株予約権の個数は100個であります。

③ 2017年８月10日の取締役会の決議による第17回新株予約権

新株予約権の総数	1,460個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式　146,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	総額　76,504,000円（注）1 （１株当たり524円（注）1）
新株予約権の行使期間	2019年９月１日から2027年７月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資本金　38,252,000円（注）1 資本準備金　38,252,000円（注）1
新株予約権行使の条件	（注）2
割当先	当社従業員　36名

（注）１．当初行使価額を行使価額として算出しております。
２．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
３．2019年12月31日時点で未行使の本新株予約権の個数は500個であります。

④ 2019年８月14日の取締役会の決議による第18回新株予約権

新株予約権の総数	28,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式　2,800,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	総額　2,884,000円 （新株予約権１個当たり103円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	総額　1,573,600,000円（注）１ （１株当たり562円（注）１）
新株予約権の行使期間	2019年９月３日から2020年９月４日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資本金　788,242,000円（注）１ 資本準備金　788,242,000円（注）１
行使価額の修正条件	本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の93%に相当する金額に修正されます。ただし、かかる計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。 下限行使価額は337.2円とします。
新株予約権行使の条件	100日以内に18,000個行使する
割当先	バークレイズ・バンク・ピーエルシー（Barclays Bank PLC）

（注）１．当初行使価額を行使価額として算出しております。

２．2019年12月31日時点で未行使の本新株予約権の個数は12,776個であります。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	橋本　せつ子	株式会社バイオビジネスブリッジ　取締役
取締役	小野寺　純	最高財務責任者
取締役	大江田　憲治	公益社団法人日本工学アカデミー　常務理事
取締役	田路　則子	法政大学経営学部　教授 法政大学大学院経営学研究科　教授
常勤監査役	砂押　正己	
監査役	山口　十思雄	株式会社ディジタルメディアプロフェッショナル 社外監査役 株式会社エクストリーム　社外取締役
監査役	廣瀬　真利子	サンフラワー法律事務所　代表弁護士 株式会社ディジタルメディアプロフェッショナル 社外監査役

（注）1．取締役大江田憲治氏及び田路則子氏は、社外取締役であります。
2．監査役山口十思雄氏及び廣瀬真利子氏は、社外監査役であります。
3．監査役廣瀬真利子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4．監査役山口十思雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である大江田憲治氏及び田路則子氏、監査役である砂押正己氏、山口十思雄氏及び廣瀬真利子氏との間で、それぞれ会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額であります。

⑶ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く）	40,125	40,125	－	－	－	2
監査役（社外監査役を除く）	7,200	7,200	－	－	－	1
社外取締役	7,560	7,560	－	－	－	3
社外監査役	7,200	7,200	－	－	－	2
合計	62,085	62,085	－	－	－	8

（注）上表には、2019年３月29日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名（うち社外取締役１名）を含めております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況

地位	氏名	重要な兼職の状況
取締役	大江田 憲治	公益社団法人日本工学アカデミー 常務理事（注）
	田路 則子	法政大学経営学部 教授（注） 法政大学大学院経営学研究科 教授（注）
監査役	山口 十思雄	株式会社ディジタルメディアプロフェッショナル 社外監査役（注）
		株式会社エクストリーム 社外取締役（注）
	廣瀬 真利子	サンフラワー法律事務所 代表弁護士（注）
		株式会社ディジタルメディアプロフェッショナル 社外監査役（注）

（注） 当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
大江田 憲治	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会13回中13回に参加しております。ライフサイエンスに関わる企業及び公的機関に携わった豊富な専門知識と経験から適宜発言を行っております。
田路 則子	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会10回中10回に参加しております。日本企業のイノベーションマネジメント、グローバルマーケティング等の豊富な専門知識から適宜発言を行っております。
山口 十思雄	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会13回中13回、監査役会14回中14回に参加しております。財務及び会計に関わる公認会計士としての豊富な経験から適宜発言を行っております。
廣瀬 真利子	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会13回中13回、監査役会14回中14回に参加しております。企業法務に関わる弁護士としての豊富な経験から適宜発言を行っております。

（注） 田路則子氏は、2019年３月29日付で取締役に就任したため、他の取締役と出席対象の取締役会の回数が異なります。

5．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

ひので監査法人

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額　13,800千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　13,800千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する『会計監査人との連携に関する実務指針』を踏まえ、適時に合理的な報酬で効率的に実施される高品質な監査であることを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑶ 会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑷ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1)内部統制基本方針の概要

当社グループは、会社法及び会社法施行規則に定める取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令及び定款に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督しております。また、社外取締役により社外の視点からの監督を行っております。

監査役は、取締役会に出席して意見を述べるほか、取締役の業務執行を監査しております。また社外監査役のうち１名は弁護士であり、法律専門家の視点に基づく監査を担当しております。

必要に応じて顧問弁護士等の専門家のアドバイスを受けるなどにより法令に適合することを確認しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し保存しております。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に従い、それぞれの担当部門・部署がリスク対応を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営企画部門長またはその指名する部署・使用人が行うものとしております。

また、経営会議において、会社を取り巻く諸問題について話し合い、共通認識を持つとともに必要な対応を協議しております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役による意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、以下の事項を定めております。

ア．毎月１回の定時取締役会に加え、重要な決議事項等が発生した場合、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令、定款及び当社取締役会規程に基づく経営に関する重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。

取締役会は、４名の取締役（うち、社外取締役２名）で構成されており、効率的な意思決定体制及び監督体制が整えられております。

イ．常勤取締役と部門長を主要メンバーとする経営会議を、原則として月１回以上開催しております。経営会議では、当社経営会議規程に基づく経営に関する重要事項の審議及び業務進捗報告等を行っております。

また、常勤監査役も経営会議に出席しており、業務執行状況を監視しております。

ウ．事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、各部署の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図っております。

エ．内部監査担当部署は、内部統制状況を確認するために、内部監査を実施しております。

内部監査責任者は、社長に承認された年間の内部監査計画書に基づき、被監査部署に対して通知を行い、会社の業務及び財産の実態を調査し経営の合理化及び能率の増進に資することを目的に、内部監査を実施しております。

内部監査の実施状況については、社長及び監査役会に報告を行っております。内部監査責任者は、内部監査実施後に被監査部署に対し、改善状況を確認しております。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

製品に関する品質、安全性確保及び法令遵守のため、購買、生産管理、研究開発等の社内規程を整備し、運用に当たっております。

その他一般の法的規制に関する遵守については、法務担当部署が対応しており、企業価値向上のためのコンプライアンス基本規程、内部通報規程等の関連規程が定められております。社員に対し、必要なコンプライアンス研修の受講を実施しております。

また、内部監査により、社内各部署の業務執行の適法性・妥当性について公正かつ客観的な立場で検討及び評価を行っております。

⑥　当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社は、グループ全体の企業価値向上をめざした経営を行い、かつ社会的責任を全うするために、グループ経営理念を策定しております。このグループ経営理念に基づき業務の適正を図るため、当社グループはグループ経営会議を設けて、情報の共有化や適切な時期での意思決定を行っております。

さらにグループ全体にとって重要な案件は、必要に応じて当社の取締役会に付議し、子会社管理規程及び関連諸規程に基づいて、グループ会社の管理監督を実施し、各グループ会社は当社に対して適時適切な報告・相談などを行っております。

また、監査役及び内部監査担当部署は、当社及び各グループ会社におけるこれらの業務の実施状況を監査しております。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査担当部署所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査担当部署長等の指揮命令を受けないものとしております。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報規程に基づく通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備しております。また、監査役へ報告したことを理由とする不利益な取扱いは一切行いません。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び職務の執行について生ずる費用に関する事項

監査役は、監査役会が定めた年度監査方針・監査計画に従い、取締役会その他の重要会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況を適宜聴取し、適法性を監査しております。さらに内部監査担当部署及び会計監査人との相互連携を図り、監査の強化に努めております。また、監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定しております。

監査役は、その職務執行について生ずる費用について、会社から前払または償還を受けることができます。

⑩　反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにすることを目的に、反社会的勢力対応規程を定め、経営企画部門を中心にチェック体制を整備しております。

(2)内部統制システム運用状況の概要

当社の取締役会は、４名の取締役（うち、社外取締役２名）で構成されており、取締役会には取締役及び３名の監査役（うち、社外監査役２名）が出席して、業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。議場において社外取締役は独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監査を行っております。当該体制の2019年１月１日から2019年12月31日までの取締役会及び監査役会の開催については、定例取締役会（12回開催）、臨時取締役会（１回開催）、定例監査役会（12回開催）、臨時監査役会（２回開催）となっております。

また、監査役会と代表取締役社長との間では定期的な意見交換会が開催されたほか、常勤監査役は経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役等から職務の執行状況を適宜聴取することにより、適法性を監査し経営監視機能の強化及び向上を図っております。

その他、内部監査室により、内部監査計画に基づく内部監査を実施し、業務の適正を確保するための対応を継続しております。

連結貸借対照表

（2019年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**1,245,486**	**流動負債**	**110,447**
現金及び預金	1,065,072	買掛金	9,313
売掛金	56,562	未払金	33,733
商品及び製品	16,489	未払法人税等	10,574
仕掛品	1,537	賞与引当金	4,244
原材料及び貯蔵品	30,164	前受金	30,114
前払費用	19,093	その他	22,467
未収消費税等	53,350	**負債合計**	**110,447**
その他	3,216	**（純資産の部）**	
固定資産	**210,755**	**株主資本**	**1,348,609**
有形固定資産	**29,113**	資本金	3,872,335
建物	22,058	資本剰余金	1,094,132
機械及び装置	3,849	利益剰余金	△3,617,630
工具、器具及び備品	50,591	自己株式	△227
減価償却累計額	△47,386	**その他の包括利益累計額**	**△21,340**
無形固定資産	**552**	為替換算調整勘定	△21,340
ソフトウェア	552	**新株予約権**	**18,525**
投資その他の資産	**181,089**	**純資産合計**	**1,345,795**
投資有価証券	119,799		
その他	61,289		
資産合計	**1,456,242**	**負債純資産合計**	**1,456,242**

（記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。）

連結損益計算書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**275,824**
売上原価		**59,196**
売上総利益		**216,627**
販売費及び一般管理費		
研究開発費	546,181	
その他	451,243	**997,424**
営業損失		**780,796**
営業外収益		
受取利息	11	
為替差益	123	
受取手数料	466	
還付加算金	175	
その他	33	**809**
営業外費用		
支払利息	181	
新株発行費	6,064	**6,246**
経常損失		**786,234**
特別利益		
新株予約権戻入益	3,663	**3,663**
税金等調整前当期純損失		**782,571**
法人税、住民税及び事業税	△172	**△172**
当期純損失		**782,398**
親会社株主に帰属する当期純損失		**782,398**

（記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,509,913	731,710	△2,835,232	△227	1,406,164
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	362,421	362,421			724,843
親会社株主に帰属する当期純損失			△782,398		△782,398
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	362,421	362,421	△782,398	－	△57,555
当連結会計年度期末残高	3,872,335	1,094,132	△3,617,630	△227	1,348,609

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△17,454	△17,454	23,074	1,411,784
当連結会計年度変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				724,843
親会社株主に帰属する当期純損失				△782,398
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△3,885	△3,885	△4,548	△8,434
当連結会計年度変動額合計	△3,885	△3,885	△4,548	△65,989
当連結会計年度期末残高	△21,340	△21,340	18,525	1,345,795

（記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。）

貸借対照表

（2019年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**1,165,703**	**流動負債**	**110,688**
現金及び預金	989,290	買掛金	9,313
売掛金	56,562	未払金	33,974
商品及び製品	16,489	未払費用	11,218
仕掛品	1,537	未払法人税等	10,574
原材料及び貯蔵品	30,164	賞与引当金	4,244
前払費用	19,093	前受金	30,114
未収消費税等	49,348	預り金	11,249
その他	3,216	**負債合計**	**110,688**
固定資産	**311,981**	**（純資産の部）**	
有形固定資産	**29,113**	**株主資本**	**1,348,471**
建物	22,058	**資本金**	**3,872,335**
機械及び装置	3,849	**資本剰余金**	**1,094,132**
工具、器具及び備品	50,591	資本準備金	1,094,132
減価償却累計額	△47,386	**利益剰余金**	**△3,617,768**
無形固定資産	**552**	その他利益剰余金	△3,617,768
ソフトウェア	552	繰越利益剰余金	△3,617,768
投資その他の資産	**282,315**	**自己株式**	**△227**
投資有価証券	119,799	**新株予約権**	**18,525**
関係会社出資金	101,226	**純資産合計**	**1,366,997**
その他	61,289		
資産合計	**1,477,685**	**負債純資産合計**	**1,477,685**

（記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。）

損 益 計 算 書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**275,824**
売上原価		**59,196**
売上総利益		**216,627**
販売費及び一般管理費		**998,511**
営業損失		**781,883**
営業外収益		
受取利息	10	
為替差益	273	
受取手数料	466	
還付加算金	175	
その他	33	**959**
営業外費用		
支払利息	181	
新株発行費	6,064	**6,246**
経常損失		**787,171**
特別利益		
新株予約権戻入益	3,663	**3,663**
税引前当期純損失		**783,508**
法人税、住民税及び事業税	△172	**△172**
当期純損失		**783,335**

（記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,509,913	731,710	731,710	△2,834,433	△2,834,433
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	362,421	362,421	362,421		
当期純損失				△783,335	△783,335
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	362,421	362,421	362,421	△783,335	△783,335
当期末残高	3,872,335	1,094,132	1,094,132	△3,617,768	△3,617,768

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△227	1,406,963	23,074	1,430,038
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）		724,843		724,843
当期純損失		△783,335		△783,335
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△4,548	△4,548
当期変動額合計	－	△58,492	△4,548	△63,041
当期末残高	△227	1,348,471	18,525	1,366,997

（記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。）

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年２月10日

株式会社セルシード
取締役会　御中

ひので監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	星　川　明　子	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉　村　潤　一	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社セルシードの2019年１月１日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシード及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
　重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社が2019年９月２日に発行した第18回新株予約権につき、2020年１月１日から2020年２月10日までの間に権利行使がなされた。
　当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年２月10日

株式会社セルシード
　取締役会　御中

ひので監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	星　川　明　子　㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉　村　潤　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社セルシードの2019年１月１日から2019年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
　重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社が2019年９月２日に発行した第18回新株予約権につき、2020年１月１日から2020年２月10日までの間に権利行使がなされた。
　当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年１月１日から2019年12月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の役員と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容が相当でないと認める事由はありません。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひので監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人ひので監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年２月13日

株式会社セルシード　監査役会

常勤監査役　砂　押　正　己　㊞

社外監査役　山　口　十思雄　㊞

社外監査役　廣　瀬　真利子　㊞

以　上

メ　モ　欄

株主総会会場ご案内図

東京都江東区有明三丁目７番11号
東京ベイ有明ワシントンホテル　３階アイリスの間
電話：（03）5564−0111（代表）

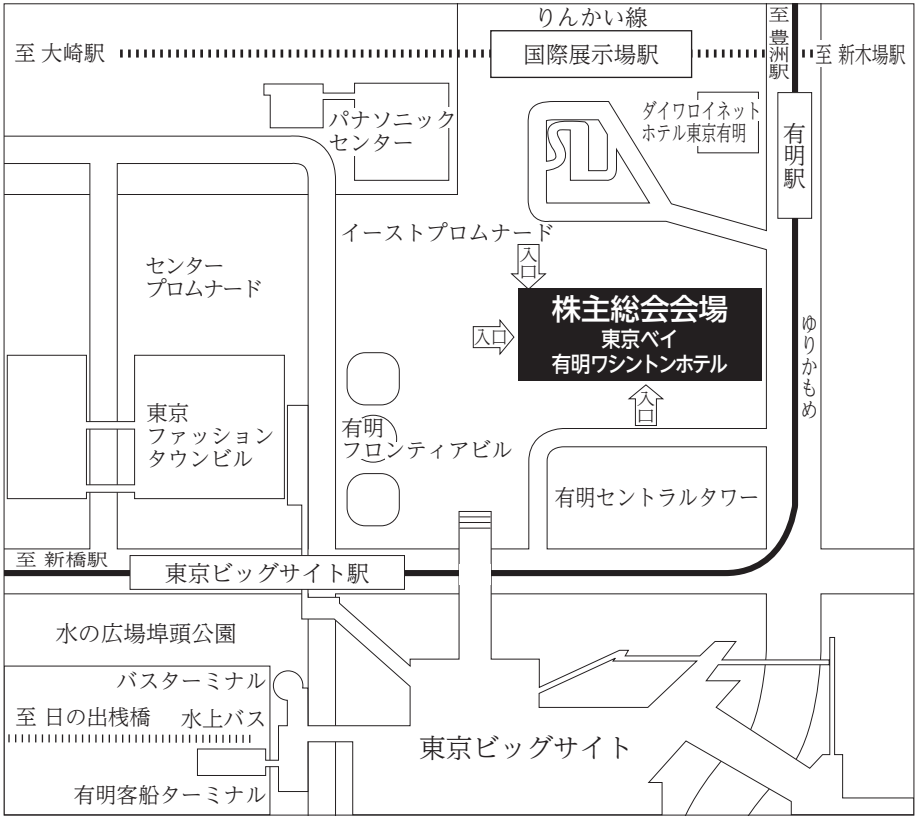

【交通のご案内】

○りんかい線国際展示場駅下車　徒歩３分
○ゆりかもめ有明駅下車　徒歩３分
○ゆりかもめ東京ビッグサイト駅下車　徒歩３分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT